

# 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直しと延長

## 背景・目的

日本の総人口は、2008年をピークに減少局面に入っているが、大きな要因として少子化があげられている。少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼすことから、早急に対策を講じる必要がある。少子化の背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っているが、経済的理由等が大きく挙げられていることから、高齢世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することで、結婚・妊娠・出産・育児の障害の1つである経済的要因を取り除くための措置を講じる。

## 税制措置の内容

父母・祖父母等が、子・孫に対し、結婚・妊娠・出産・育児に要する費用について一括して拠出した場合に、一定の限度額の範囲内で贈与額を非課税とする措置を講じている。改正案では、節税利用に繋がらないよう、一定の条件の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日までから令和7年3月31日まで、2年間延長される。（詳細は次ページ）

# 税制措置の詳細・イメージ

※本改正箇所は青文字で記載

- ① 18歳以上50歳未満の受贈者（子・孫等）が、金融機関等の結婚・子育て資金管理契約に基づいて、直系尊属の贈与者から受贈者名義の専用口座に贈与資金を一括して取得した場合、1,000万円までを限度に、結婚・子育て資金非課税申告書の提出により受贈者の贈与税が非課税となる。（A）
- ② 贈与者の死亡時は、管理残高（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額）を**相続税**の課税対象とし、法定相続人でない孫が負担する**相続税**は**2割加算**が適用される。（B）
- ③ 受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合は、使い切れなかった教育資金の残額については贈与税の対象とはならず、受贈者の相続財産となる。（B）
- ④ 贈与者が生存中に、受贈者が50歳に達する等、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合における結婚・子育て資金の残額については、**贈与税**の課税対象とする。現行では、特別税率の使用が認められていたが、**改正後は一般税率の使用とする**。（C）

